

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 建築研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市金田1917	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 1,295,086	—	—	当該地域で唯一の一般ガス事業者であるため。	8	
電話料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 511,415	—	—	NTTは災害時優先回線を所有しているため、優先回線を確保するため。	8	
電話料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 267,181	—	—	NTTドコモは他社より通信可能エリアが広く、災害対応を考慮したため。	8	
回線専用料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿2-3-2	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 564,714	—	—	導入当初、経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、継続契約を行っているものである。	8	
回線使用料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 466,508	—	—	各地にある観測機器からのデータを収集するためのネットワーク回線を確保するため。	8	
後納郵便料	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第56条第4項第1号	—	7~9月分 309,770	—	—	信書は郵便事業(株)のみしか配達できないため。	9	
平成24事業年度財務諸表の官報掲載	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年8月29日	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	会計規程第56条第4項第1号	—	1,442,178	—	—	政府刊行物である官報は、全国統一の公告料金基準を使用していることから価格による競争性がないため。	6	
平成25年度会計監査業務	独立行政法人建築研究所理事長坂本雄三 茨城県つくば市立原1番地	平成25年9月18日	優成監査法人 東京都新宿区西新宿1-25-2	会計規程第56条第4項第1号	—	2,830,800	—	—	主務大臣である国土交通大臣より業務委託先が選任されており、競争を許さないため。	6	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	5
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	6
<p>ニ その他</p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12